

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和六年五月十日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

一 許可番号

令和五年十一月二十八日

指令川建セ第〇五〇〇九〇号

二 検査済証番号

令和六年五月一日

川建セ第〇六〇〇二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字熊井字中熊井五百六番四、五百六番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県坂戸市につさい花みず木二丁目二十二番地十三 アヴェニール・Kロ―

一〇一号室

上 雅彦、上 さやか